



# 島根県報

令和元年7月23日（火）

号外第31号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【教委訓令】**

職員の勤務時間に関する規程の一部改正

（教育庁総務課） 2

**教 育 委 員 会 訓 令**

島根県教育委員会訓令第 2 号

本 庁  
教 育 事 務 所  
埋蔵文化財調査センター  
教 育 機 関  
県 立 学 校

職員の勤務時間に関する規程（平成 4 年島根県教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 7 月 23 日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

第 1 条第 2 項中「特別」を「時差出勤勤務（始業及び終業の時刻を、職員の申告を考慮して同項に規定する時刻よりも早く、又は遅くすることにより、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）を行う場合又は特別」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和元年 8 月 1 日から施行する。